

健康保險法施行規則

五組合債費		六營繕費		二病院營繕費	
一元金償還	二利子	一事務所營繕費	一何々	二何々	一何々
一何々	一何々	一何々	一何々	二何々	一何々

四保健施設費		六出產手當金		五助產費		四分娩費		三埋葬諸費		二傷病手當金	
一保健施設費		一何々	一何々	一何々	一何々	二何々	一何々	一何々	一何々		

更正豫算ノ場合ニ於テハ「豫算額」トアルチ「更正豫算額」、「本年度豫算額」トアルチ「更正豫算額」、「前年度豫算額」トアルチ「既定豫算額」ト爲スヘシ

六 決算ノ場合ニ於テハ「豫算書」トアルチ「決算書」、「豫算高」トアルチ「決算高」、「豫算」トアルチ「決算」「豫算説明」トアルチ「決算説明」、「豫算額」トアルチ「決算額」、「本年度豫算額」トアルチ「決算額」、「前年度豫算額」トアルチ「豫算額」、「増減」トアルチ「過不足」ト爲シ「附記」欄ニハ決算額ノ豫算額ニ對スル過不足ノ事由ヲ記載スヘシ

七 差引殘金アルトキハ準備金ニ積立テタル額ト翌年度ニ繰越シタル額トニ區別シ内譯トシテ記載スヘシ 繼續費ヲ設ケタル場合ニ於テハ別ニ年度割表ヲ添附スヘシ

様式第八號

大正何年度事業報告書

何府縣何市町村何番地

何健康保險組合

一 事業概況

本項ニハ事業ノ狀況ノ大體ヲ簡單ニ記載スヘシ

二 事務所及出張所

本項ニハ事務所及出張所ノ所在地ヲ記載スヘシ

三 規約變更

本項ニハ規約ノ變更ヲ爲シタルトキハ其ノ要領並議決申請及認可ノ年月日ヲ記載スヘシ

四 組合員

(一) 事業主數

前年度末現在	本年度中資格取得	本年度中資格喪失	本年度末現在

(二) 被保險者數

種別	前年度末現在	本年度中資格取得		本年度中資格喪失		本年度末現在
		新ニ業務ニ使ハレタルモノニ至リ	其ノ他ノ事由ニ因ルモノ	業務ニ使ハレセラルモノニ至リタ	死亡シタルモノ	
強制職員						
被保職工又ハ夫						
險者其ノ他						

健康保險法施行規則

- 二 「休業日数」欄ニハ傷病手当金ノ期間日数ヲ記載スヘシ
- 三 健康保険法第四十八條ノ規定ニ依ル給付ハ之ヲ本表ニ算入セス別ニ記載スヘシ
- 四 埋葬料又ハ埋葬費ヲ支給シタルモノニシテ療養ノ給付ヲ爲ササルモノハ其ノ件数ヲ死亡原因別(本表ノ類別ニ準スルコト)ニ分チ別ニ記載スヘシ
- (五) 出産手当金ノ支給期間

件数	分娩前後支給ヲ受ケタルモノ		分娩前ノミ支給ヲ受ケタルモノ		分娩後ノミ支給ヲ受ケタルモノ		合計
	日数	件数	日数	件数	日数	件数	

八 療養機關

● 本項ニハ病院、産院、醫師、齒科醫師、藥劑師、看護婦其ノ他療養ノ機關ニ關スル事項ヲ記載スヘシ

九 保健施設

● 本項ニハ健康保険法第二十三條ノ規定ニ依リ施設シタル事項及其ノ成績ノ概要ヲ記載スヘシ

十 準備金

前年度末現在額	本年度積立額	本年度處分額	本年度末現在額	處分ノ事由
円	円	円	円	

十一 組合債

前年度末現在額	本年度借入額	本年度償還額	本年度末現在額
円	円	円	円

十二 一時借入金及準備金繰替使用

借入先	借入額	借入年月日	返還額	返還年月日
	円		円	

十三 其ノ他重要ナル事項

● 本項ニハ組合ニ於テ重要ト認メタル事項ヲ記載スヘシ
健康保険法施行規則

- 二 土地、建物又ハ器具及器械ノ「金額又ハ價格」欄ニハ時價ヲ記載シ尙土地及建物ハ其ノ用途ヲ「備考」欄ニ記載スヘシ
- 三 積立金アル場合ニ於テハ「準備金」ノ欄ニ準シ別ニ一欄ヲ設クヘシ

様式第十號

大正何年何月分事業狀況報告

何府縣何市町村何番地

何健康保險組合

一 被保險者數

種別	前月末現在	本月中資格取得	本月中資格喪失	本月末現在
強制被保險者				
任意包括被保險者				
任意繼續被保險者				
計				

備考

被保險者ノ資格喪失後引續キ保險給付(埋葬料又ハ埋葬費ヲ除ク)ヲ受クル者ニ付テハ其ノ數ヲ別ニ記載スヘシ

二 保險給付件數

種別	前月ヨリ繰越	本月中新ニ爲シタル給付	本月中止メタル給付	翌月へ繰越
療養ノ給付				
療養費				
傷病手当金				
埋葬料				
埋葬費				
分娩費				
産院收容				
助産ノ手当				
出産手当金				

健康保險法施行規則

三 收支状況

種	収入		支出			別	大正何年度豫算額	本月中ノ収入額又ハ支出額	其ノ年度ノ累計額
	計	其ノ他	計	保險給付費	保健施設費				
							円	円	円

備考

四月分及五月分ノ收支状況ニ付テハ前年度ニ屬スル分ト其ノ年度ニ屬スル分トハ之ヲ別表ト爲スヘシ

四 保健施設

本項ニハ其ノ月ニ於テ健康保險法第二十三條ノ規定ニ依リ施設シタル事項及其ノ成績ノ概要ヲ記載スヘシ

様式第十一號

組合原簿甲部

組合ノ名稱其ノ他

名	設立年月日	事務所所在地	組合ノ設立アル事業	工場又ハ事業場ノ名稱、所在地及種類	摘要
稱					

健康保險法施行規則

組合原簿乙部

事業主タル組合員

氏名	生年月日	住	所	組合ノ設立 アル事業	組合員タル資格取 得ノ年月日	組合員タル資 格取得ノ事由	摘 要

被保険者タル組合員

氏名	組合員タル資格取得ノ年月日	摘 要

備考

- 一 甲部ト乙部トハ別冊ト爲スヘシ
- 二 従タル事務所ニ備フヘキ組合原簿ノ乙部ハ其ノ事務所ニ屬スル分ノミヲ記載スルコトヲ得
- 三 乙部ハ組合ノ設立アル事業毎ニ口座ヲ分チ又ハ別冊ト爲シ且被保険者タル組合員ノ部ハ強制被保険者、任意包括被保険者、任意繼續被保険者毎ニ口座ヲ分ツヘシ
- 四 本様式ニ掲クル事項ノ外必要ト認ムル事項ハ別ニ欄ヲ設ケテ之ヲ記載スルコトヲ得
- 五 記載事項ニ變更アリタルトキハ之ヲ改訂スルト共ニ變更ノ事項及年月日ヲ「摘要」欄ニ記載スヘシ
- 六 理事又ハ議員退職又ハ死亡シタルトキ、組合員其ノ資格ヲ喪失シタルトキハ朱線ヲ以テ抹消シ年月日及事由ヲ「摘要」欄ニ朱書スヘシ他ノ口座又ハ帳簿ニ記載ヲ移シタルトキ亦之ニ準ス
- 七 他ノ組合ヲ合併シタルトキ又ハ組合カ分割シタルトキハ其ノ年月日及合併又ハ分割ノ組合名ヲ「組合ノ名稱其ノ他」ノ部ノ「摘要」欄ニ記載スヘシ
- 八 「理事」ノ部ノ「種別」欄ニハ事業主ノ選定シタル議員中ヨリ互選シタル者、被保険者タル議員中ヨリ互選シタル者ノ別ヲ記載スヘシ「議員」ノ部ノ「種別」欄亦之ニ準ス
- 九 理事長ニ付テハ「理事」ノ部ノ氏名ノ右肩ニ「理事長」又ハ「理事長代理」ト記載スヘシ
- 十 「理事」ノ部及「議員」ノ部ノ「任期」欄ハ「自大正何年何月何日」至「大正何年何月何日」ノ如ク記載スヘシ

健康保檢法施行規則

様式第十二號

議員(理事)就職届

何府縣何市町村何番地

何健康保險組合

氏名	就職年月日	種別	任期

備考

様式第十一號ノ備考八乃至十ハ本様式ニ之ヲ準用ス

療養證明書

被保險者證ノ記號及番號

被保險者 姓名 (氏名) (男女別) (住所) (生年月)

工場又ハ事業場 (名稱) (所在地)

現ニ療養ヲ爲ス傷病名 (カキル) (治療ヲ爲ス傷病名) (治療ヲ爲ス傷病ニ因リ發シタルノ疾病ニ付シタル日數) (治療ヲ爲ス傷病ニ因リ發シタルノ疾病ニ付シタル日數) (治療ヲ爲ス傷病ニ因リ發シタルノ疾病ニ付シタル日數)

發行人 年 月 日

發行者 何府何縣何市町村何番地 (醫師(齒科醫師) 何 某 印)

傷病名	始期	終期	日數	業務上別業務外ノ別	備考	認印

本證明書ニ依リテ爲シタル療養ノ給付

様式第十三號

健康保險法施行規則

備考

- 一 「被保險者氏名自署」欄ニハ被保險者ニ於テ其ノ氏名ヲ自署スヘシ但シ自署シ能ハサル者ハ其ノ欄ニ捺印ヲ捺捺スヘシ
- 二 「本證明書ニ依リテ爲シタル療養ノ給付」欄ノ事項ハ療養證明書ニ依リテ療養ヲ爲シタル保險醫又ハ藥劑ノ支給ヲ爲シタル保險藥劑師ニ於テ其ノ療養證明書返還ノ際記載スヘシ但シ保險藥劑師ニ在リテハ「傷病名」欄ヲ記載スルコトヲ要セス
- 三 處方箋ト共ニ交付スル療養證明書ニ在リテハ「工場又ハ事業場」、「現ニ療養ヲ爲ス傷病名」、「療養ヲ受ケムトスル疾病カ現ニ療養ヲ爲ス傷病ニ因リ發シタルモノナルトキハ現ニ療養ヲ爲ス傷病ニ付既ニ給付ヲ爲シタル日數」、「業務外ノ傷病ニ付本年内ニ於テ尙療養ノ給付ヲ受ケ得ヘキ期間ノ最終月日」ノ各欄ハ之ヲ抹消スヘシ
- 四 第四十五條第三項ノ書面ニ依リテ發行スル療養證明書ニ在リテハ「工場又ハ事業場」ノ欄ヲ「共濟組合」ノ欄トシ該共濟組合ノ名稱及所在地ヲ記載スヘシ

一三、健康保險特別會計法

(大正十五年三月二十七日) 法律第二十六號

- 第一條 健康保險事業ヲ經營スル爲特別會計ヲ設置シ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ
- 第二條 本會計ニ於テハ保險料、一般會計ヨリ繰入ル、金額、積立金ヨリ生スル收入、借入金及附屬雜收入ヲ以テ其ノ歲入トシ保險給付費、保健施設費、借入金ノ償還金及其利子、一時借入金ノ利子、事業取扱費、營繕費其ノ他ノ諸費ヲ以テ其歲出トス
- 第三條 前條ノ一般會計ヨリ繰入ル、金額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ保險給付ニ要スル費用ノ十分ノ一トス但シ被保險者一人ニ付一年平均貳圓ノ割合ヲ超ユルコトヲ得ス
- 前項ニ規定スル被保險者ノ員數ノ計算ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四條 本會計ニ於テ決算上剩餘金ヲ生スルトキハ之ヲ積立ツヘシ
- 本會計ノ歲計ニ不足アルトキハ積立金ヨリ之ヲ補足スヘシ
- 第五條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入ヲ爲スコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ借入ヲ爲スコトヲ得ル金額ハ保險料ヲ以テ保險給付費及保健施設費ヲ支辨ス

健康保險特別會計法

ル能ハサル場合ニ借入ル、モノヲ除クノ外最高五百萬圓トス

第六條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ餘裕アルトキハ大藏省預金部ニ之ヲ預入ル、コトヲ得

第七條 本會計ニ於テ支拂上現金ニ不足アルトキハ本會計ノ負擔ニ於テ一時借入ヲ爲シ又ハ國庫餘裕金ヲ繰替使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金又ハ繰替金ハ當該年度内ニ之ヲ返還スヘシ

第八條 政府ハ毎年本會計ノ歳入歳出豫算ヲ調製シ歳入歳出ノ總豫算ト共ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

第九條 本會計ノ收入支出及積立金ノ運用ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法ハ大正十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

一四、労働者募集取締令

(大正十三年十二月二十九日
内務省令第三六號)

第一條 本令ニ於テ募集主トハ募集シタル労働者ノ雇主タルヘキ者ヲ謂ヒ募集従事者トハ募集主ノ委託ヲ受ケ又ハ自ラ雇傭セムカ爲労働者ノ募集ニ従事スル者ヲ謂フ

第二條 本令ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ヲ除クノ外職工、鑛夫又ハ土工夫其ノ他ノ人夫ノ募集ニ之ヲ適用ス

- 一 應募者就業ノ爲住居ヲ變更スル必要ナキトキ
- 二 單ニ廣告ニ依リ募集シ就業場ニ於テノミ募集ノ取扱ヲ爲ストキ
- 三 移民保護法ニ依ル募集ヲ爲ストキ

第三條 募集主ハ募集開始前左記事項ヲ記載シタル就業案内又ハ雇傭契約書案ヲ應募者ノ就業場所在地所轄地方長官ニ届出ツヘシ

- 一 募集主ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名
- 二 應募者ノ就業場ノ名稱及所在地

労働者募集取締令

- 三 短期ノ事業ニ在リテハ其ノ事業ノ開始及終了時期
 - 四 應募者ノ就業スヘキ事業ノ種類
 - 五 就業時間、休憩時間、休日及夜間作業ニ關スル事項
 - 六 賃金ニ關スル事項
 - 七 宿舍、食事ノ費用、往復旅費等ノ負擔ニ關スル事項
 - 八 制裁ノ定アルトキハ之ニ關スル事項
 - 九 雇傭期間及解雇ニ關スル事項
 - 十 負傷、疾病又ハ死亡ノ場合ニ於ケル扶助救済ニ關スル事項
- 募雇主前項ノ就業案内又ハ雇傭契約書案内外募集ニ關シ配布スヘキ文書アルトキハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ届出ツヘシ
- 前二項ノ規定ニ依リ届出テタル就業案内雇傭契約書案内他ノ文書ヲ變更シタルトキハ遲滯ナク之ヲ届出ツヘシ
- 第四條 労働者ノ募集ニ從事セムトスル者ハ左記事項ヲ具シ其ノ寫眞二葉ヲ添ヘ募集主ノ連署ヲ以テ其ノ住所地所轄地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 募集主ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地及代表者ノ氏名
 - 二 募集従事者ノ本籍、住所、氏名、職業及生年月日
 - 三 募集従事者ノ履歴
 - 四 募集従事期間
 - 五 募集従事區域
 - 六 應募者ノ就業場ノ名稱、所在地及事業ノ種類
- 募集従事期間ハ三年以内トス
- 第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケタル者更ニ他ノ募集主ノ爲ニ募集ニ從事セムトスルトキハ從來ノ募集主ノ承諾書ヲ添ヘ第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ申請スヘシ
- 第五條 地方長官前條ノ規定ニ依リ許可ヲ爲シタルトキハ様式第一號ニ依ル募集従事者證ヲ交付スヘシ
- 募集従事者募集従事者證ヲ滅失、紛失又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交附ヲ申請スヘシ
- 募集従事者證ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ募集従事者ハ遲滯ナク其ノ書換ヲ申請スヘシ
- 前二項ノ申請ハ募集従事者ノ寫眞二葉ヲ添ヘ許可ヲ爲シタル地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

第六條 募集従事者ハ應募者若ハ應募セムトスル者又ハ本人ヲ保護スル者ノ請求アリタルトキハ其ノ募集従事者證ヲ提示スヘシ

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ募集主ハ第四條ノ許可ヲ爲シタル地方長官ニ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

一 募集主事業ヲ廢止シタルトキ

二 募集主募集従事者ニ對シ募集ノ委託ヲ解キタルトキ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ募集従事者ハ許可ヲ爲シタル地方長官ニ遲滞ナク募集従事者證ヲ返納スヘシ

一 募集ニ從事スルコトヲ廢シタルトキ

二 募集従事期間滿了シタルトキ

三 募集従事者ノ許可ヲ取消サレタルトキ

四 前條各號ノ一ニ該當スルトキ

募集従事者死亡シタルトキハ戶籍法第一百七條ノ届出義務者募集従事者證ヲ添付シ許可ヲ爲シタル地方長官ニ遲滞ナク其ノ旨届出ツヘシ

第九條

募集従事者募集ニ着手セムトスルトキハ豫メ第三條ノ就業案内、雇傭契約書案其ノ他募集ニ關シ配布スヘキ文書ヲ添付シ左記事項ヲ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

一 募集従事者ノ住所、氏名

二 募集従事中ノ居所及事務所ヲ設ケタルトキハ其ノ所在地

三 當該警察官署内ニ於ケル募集従事期間

四 當該警察官署管内ニ於テ募集セムトスル労働者ノ男女別豫定人員

五 應募者ノ集合所ヲ定メタルトキハ其ノ所在地

前項各號ノ事項又ハ前項ノ規定ニ依リ添付スヘキ文書ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第十條 募集従事者ハ應募セムトスル者ニ對シ第三條ノ就業案内又ハ雇傭契約書案ヲ交付シ其ノ主旨ヲ懇示スヘシ

第十一條 募集従事者ハ様式第二號ニ依リ應募者名簿ヲ調製シ、募集従事中之ヲ携帯シ又ハ第九條ノ規定ニ依リ届出テタル居所若ハ事務所ニ備付クヘシ

第十二條 募集従事者ハ左ニ掲クル行爲ヲ爲スコトヲ得ス

労働者募集取締令

- 一 募集従事者證ヲ他人ニ讓渡若ハ貸與シ又ハ他人ニ委託スルコト
 - 二 募集ニ關シ事實ヲ隱蔽シ誇大虛偽ノ言辭ヲ弄シ其ノ他不正ノ手段ヲ用キルコト
 - 三 應募ヲ強要スルコト
 - 四 應募シ又ハ應募セムトスル女子ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行爲ヲ爲スコト
 - 五 應募者又ハ應募セムトスル者ニ對シ遊興ヲ勸誘シ其ノ案内ヲ爲スコト
 - 六 濫ニ應募者ノ外出、通信若ハ面接ヲ防ケ其ノ他應募者ノ自由ヲ拘束シ又ハ苛酷ナル取扱ヲ爲スコト
 - 七 濫ニ應募者ニ對シ其ノ所持品ノ保管ヲ求メ又ハ保管シタル所持品ノ返還ヲ拒ムコト
 - 八 應募者ヲ募集従事者證記載ノ募集主以外ノ者ニ周旋スルコト
 - 九 應募者又ハ應募者ヲ保護スル者ヨリ手数料、報酬等何等ノ名義ヲ問ハス金錢其ノ他ノ財物ヲ受クルコト
 - 十 當該官吏又ハ應募者ヲ保護スル者ニ對シ應募者ノ所在ヲ隱蔽シ又ハ之ヲ僞ルコト
- 第十三條 募集従事者ハ未成年者、禁治産者、準禁治産者又ハ妻ニ付テハ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ハ夫ノ承諾アルニ非サレハ之ヲ募集スルコトヲ得ス但シ已ムヲ得サル事由ニ因リ

承諾ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキハ此ノ限リ在ラス

第十四條 募集従事者應募者ヲ引卒シテ出發セムトスルトキハ其ノ出發三日前迄ニ左記事項ヲ記載シ募集地所轄警察官署ニ届出ツヘシ

- 一 應募者ノ住所、氏名及生年月日
- 二 出發ヨリ就業場到着迄ノ旅行豫定

前項各號ニ掲クル事項ニ變更アリタルトキハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第十五條 募集従事者應募者ト共ニ汽車、汽船其ノ他ノ交通機關以外ノ場所ニ於テ宿泊セムトスルトキハ豫メ宿泊所所在地所轄警察官署ニ左記事項ヲ届出ツヘシ

- 一 宿泊所
- 二 應募者ノ男女別員數
- 三 宿泊到着及出發ノ日時

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ應募者ノ請求アリタルトキハ應募者就業場ニ到着前ニ於テハ募集従事者、到着後ニ於テハ募集主應募者ノ歸郷ノ爲必要ナル措置ヲ爲スヘシ

- 一 就業案内又ハ雇傭契約書案ニ記載シタル事項カ事實ト相當相違シタルトキ

- 二 募集主、募集従事者又ハ就業場ノ監督者應募者ヲ虐待シ又ハ凌辱シタルトキ
- 三 考試、身體検査其ノ他募集主ノ都合ニ依リ應募者ヲ採用セサルトキ
- 四 其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ歸郷ヲ必要トスルニ至リタルトキ
- 第十七條 當該官吏ハ募集従事者ニ對シ募集従事者證、應募者名簿其ノ他募集ニ關スル書類ノ提示ヲ命スルコトヲ得

第十八條 許可ヲ爲シタル地方長官募集従事者ヲ不適當ナリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消スコトヲ得

募集地所轄地方長官募集従事者ヲ不適當ナリト認ムルトキハ其ノ募集ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第十九條 募集主ハ労働者ノ募集ニ付様式第三號ノ定ムル所ニ依リ毎年一月一日ヨリ十二月三十

一日迄ノ分ヲ取纏メ翌年二月十五日迄ニ就業場所所在地所轄地方長官ニ之ヲ届出ツヘシ

第二十條 募集主又ハ募集従事者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ拘留又ハ科料ニ處ス

- 一 第三條ノ規定ニ依リ届出テタル就業案内、雇傭契約書案其ノ他募集ニ關シ配布スヘキ文書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

二 等三條ノ規定ニ依ル届出ナキ募集案内、雇傭契約書案其ノ他ノ文書ヲ募集ニ關シ配布シタ

ルトキ

三 第三條、第五條第三項、第七條、第九條乃至第十六條又ハ第十九條ノ規定ニ違反シタルトキ

四 應募者名簿ノ記載ヲ怠リ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

五 第十七條ノ規定ニ依ル命令ニ從ハサルトキ

六 第十八條第二項ノ規定ニ依ル募集ノ停止中募集ニ從事シタルトキ

第二十一條 第四條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケス又ハ募集従事者證記載事項ノ範圍外ニ亘リ労働者ノ募集ヲ爲シ又ハ爲サシメタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十二條 工場法第十八條ニ規定スル工場管理人又ハ鑛業法施行細則第五十四條ニ規定スル鑛業代理人ハ本令ノ適用ニ付募集主ト看做ス但シ第三條第一項第一號、第四條第一項及様式第一號ノ記載ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 募集主營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テハ本令ノ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法人ノ代表者ニ之ヲ適用ス

第二十四條 募集主ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ募集主ニ關

労働者募集取締令

スル本令ノ規定ニ違背スル所爲ヲ爲シタルトキ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス

附 則

第二十五條 本令ハ大正十四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二十六條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

第三條及第十九條ノ就業場所在地所轄地方長官トアルハ鑛業及砂鑛業ニ在リテハ就業場所在地所轄鑛山監督局長トス

第二十七條 應募者ノ就業場所在地又ハ募集従事者ノ住所カ本令施行區域外ニ在ル場合ニ於テハ

第三條若ハ第十九條ノ規定ニ依ル届出又ハ第四條ノ規定ニ依ル許可ノ申請ハ主タル募集地所轄地方長官ニ之ヲ爲スヘシ

第二十八條 本令施行ノ際労働者募集取締ニ關スル廳府縣ノ命令ニ依リ募集ニ従事スルコトノ許可ヲ受ケタル者ハ本令施行後二月間ハ許可ヲ爲シタル地方長官管轄區域内ニ限り本令第四條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

(様式第一號)

第 號				
募 集 從 事 者 證				
廳 府 縣 印				
募 集 主				
就業場ノ位 置及名稱	事業ノ種類	募集従事期 間	募集區域	第 號
裏				
寫 眞				
廳 府 縣 印				
氏 名				
生 年 月 日				

労働者募集取締令

(様式第三號)

労働者募集年報

自大正 年 月 至大正 年 月

募集従事者員數	募集地別募集労働者數						區分	就業場ノ位 置及名稱	募集主 住所氏名	
	計	其 ノ 他	、 、 、	、 、 、	京	東				北
					都	京				海
					府	府	道	男	女	計

労働者募集年報記載心得

- 一 募集地別募集労働者數欄ニハ本令ニ依リ募集シ雇入レタル労働者ノ總數ヲ募集地別並男女別ニ記載スヘシ
- 其ノ他ノ欄ニハ朝鮮、臺灣、樺太等ニ於テ募集シタル労働者ヲ記載スヘシ
- 二 募集従事員數欄ニハ十二月三十一日現在ニ於テ本令ニ依リ認可ヲ受ケ募集従事者タル者ノ員數ヲ男女別ニ記載スヘシ

一五、労働者募集取締令施行細則

(大正十四年二月二十七日 京都市府令第七號)

- 第一條 労働者募集取締令(以下單ニ令ト稱ス)第三條ノ届出ハ就業場所在地所轄警察官署ヲ經由スヘシ
- 令第三條第一項、第二項ノ届出ハ募集開始十日以前ニ之ヲ爲スヘシ
- 第二條 令第四條第一項、第三項、第五條第四項、第七條若ハ第八條ノ許可、再交付、書換ノ申請、届出若ハ返納ハ募集従事者ノ住所所轄警察官署ヲ經由スヘシ但シ住所ヲ管外ニ變更シタ

労働者募集取締令施行規則

ルトキハ警察官署ヲ經由スルヲ要セス

令第四條第一項、第五條第四項ノ寫眞ハ正面向、脱帽、半身ノ臺紙ヲ附セサル手札形ニシテ最近撮影ノモノナルコトヲ要ス

第三條 當廳ノ許可ヲ受ケタル募集従事者其ノ本籍、住所又ハ職業ヲ變更シタルトキハ住所地所轄警察官署ヲ經由シ三日以内ニ之ヲ届出ツヘシ但シ住所ヲ管外ニ變更シタルトキハ警察官署ヲ經由スルヲ要セス

第四條 令第九條第一項ノ届出ハ募集著手三日以前ニ之ヲ爲スヘシ令第九條ノ届出添付文書ハ令第三條ノ規定ニ依リ届出テタル官廳ノ檢印ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス

第五條 募集従事者ハ管内ニ於ケル令第十一條ノ應募者名簿ヲ募集手續完了後一年間保存スヘシ

第六條 募集従事者又ハ募集主令第十六條ノ規定ニ依リ管内ニ於ケル應募者ヲ歸郷セシメタルトキハ歸郷者ノ住所、氏名、事由、措置及送還年月日ヲ具シ募集地所轄警察官署ヲ經由シ三日以内ニ之ヲ届出ツヘシ

第七條 募集従事者令第十八條第二項ノ規定ニ依リ募集ノ停止ヲ命セラレタルトキハ直ニ募集従事者證ヲ提出シ其ノ旨記入ヲ受クヘシ停止ヲ解除セラレタルトキ亦同シ

第八條 第三條、第五條、第六條ノ規定ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
第九條 本細則ノ施行ニ關シテハ令第二十二條乃至第二十四條ノ規定ヲ準用ス

附 則

第十條 本細則ハ大正十四年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十一條 明治四十一年京都府令第九號職工募集取締規則ハ之ヲ廢止ス

一六、労働爭議調停法

(大正十五年四月八日
法律第五十七號)

第一條 左ニ掲クル事業ニ於テ労働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得當事者ノ請求ナキ場合ト雖行政官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキ亦同シ

一 蒸汽、電氣其ノ他ノ動力ヲ使用スル鐵道、軌道又ハ船舶ニ依リ公衆ノ需要ニ應スル運輸事
労働爭議調停法

- 二 公衆ノ用ニ供スル郵便、電信又ハ電話ノ事業
 - 三 公衆ノ需要ニ應スル水道、電氣又ハ瓦斯供給ノ事業
 - 四 第一號乃至第三號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業ニシテ其ノ休止カ第一號乃至第三號ノ事業ノ進行ヲ著シク阻害スルモノ
 - 五 其ノ他公衆ノ日常生活ニ直接關係アル事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ
 - 六 陸軍又ハ海軍ノ直營ニ係ル兵器艦船ノ製造修理ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ定ムルモノ
- 前項ニ掲クル以外ノ事業ニ於テ労働爭議發生シタルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ノ請求ニ依リ調停委員會ヲ開設スルコトヲ得
- 第二條 調停委員會ヲ開設セムトスルトキハ行政官廳ハ當事者雙方ニ之ヲ通知スヘシ
- 第三條 調停委員會ハ九人ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス委員ノ中六人ハ労働爭議ノ當事者ヲシテ各同數ヲ選定セシメ他ノ三人ハ當事者ノ選定シタル委員ヲシテ爭議ニ直接利害關係ヲ有セサル者ニ就キ選定セシメ行政官廳之ヲ囑託ス
- 前項ノ規定ニ依リ囑託セラレタル委員ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

- 第四條 労働爭議ノ當事者第二條ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタルトキハ三日内ニ前條第一項ノ規定ニ依リ其ノ選定シタル委員ヲ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス
- 當事者前項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲ササルトキハ行政官廳ハ當事者ニ代リ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタルモノト看做ス
- 前二項ノ規定ニ依ル手續終リタルトキハ行政官廳ハ直ニ前條第一項ノ規定ニ依リ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定スヘキ委員ノ選定ヲ要求スヘシ此ノ場合ニ於テハ當事者ノ選定シタル委員ハ四日内ニ之ヲ選定シ行政官廳ニ届出ツルコトヲ要ス
- 前項ノ規定ニ依ル届出ナキトキハ行政官廳ハ當事者ノ選定シタル委員ニ代リ前項ノ規定ニ依リ選定スヘキ委員ヲ選定ス此ノ委員ハ當事者ノ選定シタル委員ニ於テ選定シタルモノト看做ス
- 第五條 委員中缺員ヲ生シタルトキハ前二條ノ手續ニ準シ之ヲ補充ス
- 第六條 委員定リタルトキハ行政官廳ハ直ニ調停委員會ヲ招集シ之ヲ開會スヘシ
- 第七條 調停委員會ニ議長及其ノ代理者ヲ置ク議長及其ノ代理者ハ當事者ノ選定ニ係ル委員ニ於テ選定シタル委員ノ互選ニ依リ投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツ多數ヲ得タル者ナキトキハ抽籤ニ依ル

第八條 調停委員會ハ労働爭議ノ解決ニ必要ナル調査審理ヲ爲シ其ノ調停ヲ爲スモノトス

第九條 調停委員會ハ開會ノ日ヨリ十五日内ニ調停手續ヲ結了スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ當事者ノ選定シタル委員全員ノ同意アリタルトキハ之ヲ延長スルコトヲ得

第十條 調停委員會ハ議長又ハ其ノ代理者及各當事者ノ選定シタル委員各二名以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開ク事ヲ得ス

第十一條 調停委員會ノ議事ハ本法中別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外過半数ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第十二條 調停委員會ノ議事ハ之ヲ公開セス

行政官廳ハ調停委員會ノ承認ヲ得テ當該官吏ヲシテ會議ニ臨席セシムルコトヲ得

第十三條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ當事者又ハ其ノ代表者其ノ他利害關係人又ハ

參考人ニ對シ出席説明ヲ求メ又ハ説明書類ノ提示ヲ求ムルコトヲ得

第十四條 調停委員會ハ調停ニ必要ナル範圍ニ於テ委員ヲシテ作業所其他爭議ノ關係場所ニ立入り作業若ハ設備ヲ視察シ又ハ關係者ニ質問セシムルコトヲ得但シ軍事上秘密ヲ要スル場所ニ付テハ此限ニ在ラス

第十五條

委員又ハ委員タリシ者ハ故ナク前二條ノ場合ニ知得タル秘密ヲ漏洩スルコトヲ得ス

第十六條 第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ノ場合ニ於テハ調停委員會ハ其願末ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ労働爭議解決スルニ至ラザリシトキハ調停委員會ハ其ノ報告ニ委員會ノ決議セル爭議調停案及之ニ關スル少數意見ヲ表示スルコトヲ要ス

第十七條 行政官廳ハ前條ノ規定ニ依ル報告ノ要旨ヲ公表スヘシ但シ労働爭議解決シタル場合ニ於テ當事者一方ノ選定シタル委員全員カ豫メ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十八條 委員及第十三條ニ規定スル者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

第十九條 第一條第一項ニ掲クル事業ニ於ケル労働爭議ニ關シ第二條ノ規定ニ依ル通知アリタルトキハ現ニ其ノ爭議ニ關係アル使用者及労働者並其ノ屬スル使用者團體及労働者團體ノ役員及事務員以外ノ者ハ第九條ニ規定スル調停手續ノ結了ニ至ル迄左ニ掲クル目的ヲ以テ其ノ爭議ニ關係アル使用者又ハ労働者ヲ誘惑若ハ煽動スルコトヲ得ス

一 使用者ヲシテ労働爭議ニ關シ作業所ヲ閉鎖シ、作業ヲ中止シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ勞務繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

労働爭議調停法

二 勞働者ノ集團ヲシテ勞働爭議ニ關シ、勞務ヲ中止シ、作業ノ進行ヲ阻害シ、雇傭關係ヲ破毀シ又ハ雇傭繼續ノ申込ヲ拒絶セシムルコト

第二十條 故ナク第十三條ニ規定スル出席説明又ハ説明書類ノ提示ヲ爲ササル者ハ五拾圓以下ノ過料ニ處ス

非訴事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第二十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ貳百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十三條ノ場合ニ於テ虚偽ノ説明ヲ爲シタル者

二 故ナク第十四條ノ規定ニ依ル立入り視察ヲ拒ミ若ハ之ヲ妨ケ又ハ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

三 第十五條ノ規定ニ違反シタル者

第二十二條 第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ三月以下ノ禁錮又ハ貳百圓以下ノ罰金ニ處ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

一七、勞働爭議調停法施行令(大正十五年六月二十三日勅令第百九十六號)

第一條 勞働爭議調停法及本令ニ依ル行政官廳ノ職務ハ爭議ノ發生シタル作業所所在地ノ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同シ)之ヲ行フ

同一ノ爭議カ前項ノ規定ニ依リ二以上ノ地方長官ノ管轄ニ涉ルトキハ内務大臣ハ其ノ一ヲ指定シテ前項ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

第二條 内務大臣必要アリト認ムルトキハ前條ニ規定スル行政官廳以外ノ行政官廳ヲ指定シテ前條第一項ノ職務ヲ行ハシメ又ハ自ラ之ヲ行フコトヲ得但シ内務大臣其ノ指揮監督ノ下ニ在ラサル行政官廳ヲ指定セムトスルトキハ豫メ其ノ所管大臣ト協議スルコトヲ要ス

第三條 第一條ニ於テ地方長官トアルハ船員法ノ適用アル船員ノ爭議ニ付テハ遞信局長トシ前二條ニ於テ内務大臣トアルハ船員ノ爭議ニ付テハ遞信大臣トス

第四條 調停委員會開設ノ請求ハ左ノ事項ヲ具シ文書ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ要ス
一 爭議ノ發生シタル作業所ノ名稱及所在地

- 二 爭議ニ關係アル勞働者ノ概數
- 三 代表者ニ依リ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ代表者タルコトヲ示スニ足ルヘキ事項
- 四 調停委員會ニ關スル通知ヲ受クヘキ場所
- 五 爭議ノ要求事項
- 六 爭議ノ經過概要
- 第五條 當事者ノ一方ヨリ調停委員會開設ノ請求アリタルトキハ行政官廳ハ他ノ當事者ニ之ヲ通知スヘシ
- 第六條 調停委員會ヲ開設セムトスル旨ノ通知ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
- 行政官廳前項ノ通知ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ公示スヘシ
- 第七條 調停委員會勞働爭議調停法第九條ノ規定ニ依リ調停手續ヲ結了シタルトキ又ハ其ノ期間ヲ延長シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ行政官廳ニ報告スルコトヲ要ス
- 前項ノ報告アリタルトキハ行政官廳ハ直ニ其ノ旨ヲ公示スヘシ
- 第八條 調停委員會ノ議事ニ關スル總テノ書類ハ勞働爭議調停法第十六條ニ規定スル報告ト共ニ之ヲ行政官廳ニ提出スルコトヲ要ス

第九條 勞働爭議調停法第十八條ノ規定ニ依リ辦償ヲ受クルコトヲ得ル費用ハ旅費、日當及止宿料トス

前項ノ旅費、日當及止宿料ハ別表ノ定額以内ニ於テ行政官廳之ヲ定ム

附 則

本令ハ勞働爭議調停法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(別表)

區	分	鐵道貨及船貨	車馬賃(一里ニ付)	日當(一日ニ付)	止宿料(一夜ニ付)
委	員	二 等	九 十 錢	六 圓	八 圓
當	事	二 等	七 十 五 錢	三 圓	五 圓
表	者				
其	ノ				
他	ノ				
利	害				
關	係				
人	又				
ハ	參				
考	考				
人	人				
備	考				
鐵	道				
貨	及				
船	貨				
ハ	運				
賃	ノ				
等	級				
ヲ	二				
階	級				
ニ	區				
分	ス				
ル	場				
合	ニ				
ハ	其				
ノ	乘				
車	又				
ハ	乘				
船	ニ				
要	ス				
ル	運				
賃	ト				
ス					

勞働爭議調停法施行令

一八、労働争議調停法第一條第一項第六號ノ事業

(大正十五年七月九日
勅令第二百五十三號)

左ニ掲グル部隊又ハ工作廳ニ於ケル兵器艦船ノ製造修理ノ事業ハ之ヲ労働争議調停法第一條第一項第六號ノ事業トス

- 陸軍航空本部
- 陸軍技術本部
- 陸軍兵器廠
- 陸軍造兵廠
- 海軍工廠
- 要港部工作部
- 海軍火藥廠
- 海軍技術研究所

海軍艦政本部製圖工場

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一九、製造場取締規則

(明治二十九年十月
京都府令第四十五號)

(大正十三年十一月
府令第九十五號改正)

第一條 本則ハ蒸汽力電動力水力石油發動機關火爐吹子竈類ヲ使用シ又ハ惡臭劇響ヲ發シ其ノ他
危害ヲ生シ健康ヲ害スル虞アル製造場ニ適用ス

第二條 前條製造場ヲ新設シ又ハ増設變更セントスル者ハ願書ニ左ノ事項ヲ具シ所轄警察官署ニ
願出テ許可ヲ受クヘシ蒸汽力及五馬力以上ノ電動力ヲ使用スル製造場及瓦斯製造所ハ前項ニ準
シ所轄警察官署ヲ經テ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ

- 一 敷地ノ位置郡市區町村字番地
- 二 敷地及建造物ハ坪數並ニ周圍三十間以内ノ地形人家等ノ位置及其ノ互ノ距離ヲ示シタル平
面圖

製造場取締規則

- 三 敷地内ニ於ケル建造物非常口機械類竈火爐吹子煙突等ノ位置及其ノ互ノ距離ヲ示シタル平面圖
- 四 有害瓦斯ヲ發散スルモノハ其ノ防除方法汚水ヲ生スルモノハ其ノ排除方法汚物ヲ生スルモノハ其ノ除却ノ方法ヲ記シタル書面
- 五 機械類(電氣機械ヲ除ク)竈火爐吹子等ノ種類大サ個數但シ汽罐汽機ニ在リテハ其ノ名稱公稱常用汽壓安全瓣ノ個數種類實馬力及製造地名製造年月ヲ記入スヘシ
- 六 製品名原料燃料ノ種類量目
- 七 職工ノ員數(男女ニ區別ス)及就業並休業時間
- 八 五十坪以上二階以上煉化石建造物ニ在リテハ左ノ仕様書及圖面
 - 一 豎(正面及側面 斷面平面小屋割伏地ノ各地圖面(縮尺五十分ノ一以上))
 - 一 用材種類及寸法ヲ詳記シタル切組仕様書及圖面(縮尺二十分ノ一以上)
- 九 木造平家建及五十坪未滿ノ二階以上建若ハ居宅ノ一部ヲ使用スルモノニ在リテハ其ノ平面圖及仕様書
- 十 煙突ノ仕様書及圖面(縮尺五十分ノ一以上)但シ用材ノ名稱品質寸法數量並左ノ事項ヲ記載スヘシ

スヘシ

- 一 煉化石ノ煙突ニ在リテハ地質ノ模様地平以上ノ高サ形狀底部ノ寸法頂部ノ寸法煉化石ノ總數底部ヨリ順次頂部ニ至ル煉化石ノ厚サ並積方「モルタル」ノ調合底部掃除口ノ構造地杭ノ種類並長サ地杭ノ打方何寸間若ハ一坪ニ付何本ノ割地平ヨリ地杭頭迄ノ深サ並面積「コンクリート」ノ調合厚サ並面積
 - 一 鐵板製ノ煙突ニ在リテハ基礎ノ仕様地平上ノ高サ外經及厚サ(呎吋ニテ)支線(ステー)ノ種類個數大サ及取付方法
 - 二 避雷針ノ仕様書但シ左ノ事項ヲ記載スヘシ
 - 頭尖ノ形狀及大サ導線ノ種類及大サ及地中銅板ノ廣サ及埋設方法並頭尖導線ニ於ケル接續方法
- 前二項ニ關シ市街地建築物法施行細則ニ依リ認可申請書ヲ提出スルトキハ前項第八號乃至第十號ノ圖書ヲ省略シ前項ノ場合ニ於テハ第一號乃至第七號ノ圖書ヲ該申請書ニ添付出願スヘシ但シ建築物ノミニ關スルトキハ市街地建築物法施行細則ニ依ル認可ヲ以テ前二項ノ許可アリタルモノト看做ス

製造場取締規則

第三條 前條第八項第九項及第十一項ノ工事施設仕様書ニハ擔當技術者連署スヘシ

第四條 左ノ場所ニ在リテハ煤煙粉塵劇響又ハ有害惡臭ノ氣體ヲ發散スル製造場ノ設置ヲ許サス但シ土地ノ狀況ニ依リ構造完全ニシテ公害ナキモノト認ムル場合ニ在リテハ特ニ許可スルコトアルヘシ

- 一 皇宮離宮及御用邸御料地ヲ離ル三百間以内ノ土地
- 一 御陵ヲ離ル百八十間以内ノ土地
- 一 御墓ヲ離ル六十間以内ノ土地
- 一 京都市内

一 建造物河川道路等ニ對シ公害アリト認ムル土地

第五條 紡織製綿油燐寸等火災ノ虞アル製造場ニ在リテハ相當ノ防火法ヲ設ケ且發火ノ虞レ多キ作業場ト其ノ他ノ場所トニ於ケル境内ニ防火壁ヲ設クヘシ

第六條 蒸汽罐ノ位置ハ最近地ノ人家道路ニ對シ直徑五十尺以上ノ距離ヲ有スヘシ但シ常用汽壓五十磅以下ヲ使用スル汽罐ニアリテハ土地ノ狀況ニヨリ本條ノ制限ニ拘ラス特ニ許可スルコトアルヘシ煉化石造ノ煙突ハ他ノ人家道路ニ對シ其ノ高サ三分ノ一以上ノ距離ヲ有スヘシ汽罐煉

化石造ノ煙突トノ距離亦同シ

第七條 石炭ヲ燃用スル煙突ハ高サ六十尺以上ノ煉化石造又ハ鐵板製トシ煉化石造ニ係ルモノハ避雷針ヲ裝置スヘシ但シ汽罐又ハ竈ノ大小及事業ノ種類場所ノ模様等ニ依リ必要ト認ムルマテ高サヲ伸張セシメ又ハ燃料少量ニシテ公害ナキモノト認ムルトキハ本條制限以内ニ短縮許可スルコトアルヘシ

第八條 第二條ノ許可ヲ受ケタル後左ノ場合ニ在リテハ其ノ官廳(當廳ヘ差出スモノハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ)ニ届出検査ヲ受クヘシ但シ検査上不適當ノ工事ト認ムルトキハ更改ヲ命スルコトアルヘシ

- 一 石又ハ煉化石造ノ建物若ハ煙突ニ付テハ地盤ヲ掘鑿シ杭打ヲナストキ但シ木造ニシテ本項ノ地形ヲナスモノニ在リテモ亦同シ
- 二 同上「コンクリート」ヲ敷設シ並ニ基礎ヲ組成シタルトキ
- 三 避雷針ヲ取付ケタルトキ(地中銅板ノ埋没前ニ)
- 四 全部ノ工事ヲ落成シタルトキ
- 五 其ノ他臨時指定シタル場合

製造場取締規則

第九條 工事落成ノ検査證ヲ受クルニアラサレハ就業スルコトヲ得ス

第十條 汽罐汽機又ハ蒸汽力ヲ用ユル蒸釜ヲ使用スル製造場ニ在リテハ左ノ規定ニ從フヘシ

一 汽罐汽機蒸釜ハ据付前及工事落成後検査ヲ受ケ其ノ證書ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス證書有効期限ヲ經過シタルトキ亦同シ

二 二ヶ月以上汽罐汽機蒸釜ノ運轉ヲ休止シタルトキハ検査證ヲ返納シ再ヒ使用セントスルトキハ更ニ検査ヲ受クヘシ

三 検査證書ニ記載セル常用汽壓ヲ超過セシムルコトヲ得ス

四 検査官吏ノナシタル安全瓣ノ封鎖ハ私ニ開封スルコトヲ得ス

五 検査證書ハ汽罐室又ハ汽機室内見易キ箇所ニ掲ケ置クヘシ

六 機關手油差火夫ヲ雇入レントスルトキハ其ノ履歴ヲ添へ又ハ雇止ヲナシタルトキハ五日以内ニ許可ヲ受ケタル官廳(當廳へ差出スモノハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ)ニ届出ツヘシ

第十一條 製造場ノ建造物及汽罐汽機又ハ火爐竈吹子等損傷若ハ其ノ他ノ事由ニ依リ公害ヲ醸スヘキ虞アルモノニ付テハ特ニ修理又ハ改造ヲ命シ且其ノ命令ノ履行ヲ了ルマテ作業ヲ停止スルコトアルヘシ

第十二條 製造場ニ於テ出火崩壊破裂等ノ危害ヲ生スヘキ虞アルトキハ速ニ豫防ヲナシ即時許可ヲ受ケタル官廳(當廳へ差出スモノハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ)ニ届出ツヘシ

第十三條 鑄物銅吹鍛冶等火粉ヲ飛散スル虞アル製造場ニ在リテハ暴風ノ際ハ臨時休業スヘシ

第十四條 製造場ノ賣買讓與貸借ヲナシタルトキハ雙方連署ノ上五日以内ニ許可ヲ受ケタル官廳

(當廳へ差出スモノハ所轄警察署ヲ經由スヘシ)ニ届出認可ヲ受クヘシ

検査證面ニ異動ヲ生シ又ハ紛失毀損シタルトキハ五日以内ニ許可ヲ受ケタル官廳(當廳へ差出

スモノハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ)ニ届出證書ノ書換又ハ再渡ヲ請フヘシ

廢業シタルトキハ五日以内ニ許可ヲ受ケタル官廳(當廳へ差出スモノハ所轄警察官署ヲ經由ス

ヘシ)ニ届出検査證書ヲ返納スヘシ

第十五條 本則第一條ニ記載セル各種ノ製造場ニ屬セサルモノト雖蒸汽力電動力ヲ使用シ又ハ煙突(石炭ヲ除キ其ノ他ノ燃料ヲ用ユル煙突ニシテ屋上七尺以内ノモノハ此ノ限ニ在ラス)ヲ建設スルモノニ付テハ本則第二條、第三條、第四條、第五條、第六條、第七條、第八條、第九條、第十條、第十一條、第十二條、第十三條、第十四條ヲ適用ス

第十六條 本則第二條、第八條、第九條、第十條、第十二條、第十三條、第十四條ニ違フ者又ハ

第八條ノ命令ニ從ハサル者ハ貳圓以上拾圓以内ノ罰金ニ處ス

附 則

第十七條 本則發布以前創設ノ製造場及蒸汽力電動力ヲ使用シ若ハ煙突ヲ建設シタル者ニシテ其ノ創設ノ許可ヲ受ケサルモノハ明治二十九年十一月三十日迄ニ本則第二條ニ依リ届出認可ヲ受クヘシ

二〇、市街地建築物法施行令拔萃

(大正九年九月二十九日 勅令第四百三十八號)

(大正十二年八月二十九日 勅令第三百九十五號改正)

第一條 建築物左ノ各條ノ一ニ該當スルトキハ住居地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

一 常時十五人以上ノ職工ヲ使用スル工場、常時使用スル原動機馬力數ノ合計ニテ超過スル工場又ハ汽罐ヲ使用スル工場但シ行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益

上已ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

二 五臺以上ノ自動車ヲ常時收容スル車庫

三 劇場、活動寫真館、寄席又ハ觀物場

四 待合又ハ貸座敷

五 倉庫業ヲ營ム倉庫

六 火 葬 場

七 屠 場

八 塵埃燒却場

九 前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳住居ノ安寧ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ

第二條

建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ商業地域内ニ之ヲ建築スルコトヲ得ス

一 常時五十人以上ノ職工ヲ使用スル工場又ハ常時使用スル原動機馬力數ノ合計ニテ超過スル工場但シ日刊新聞印刷所及行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞ナシト認ムルモノ又ハ公益上已ムヲ得スト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

市街地建築物法施行令

- 二 前條第六號乃至第八號ニ該當スルモノ
- 三 前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳商業ノ利便ヲ害スル虞アリト認メ命令ヲ以テ指定スルモノ

第三條

建築物左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ工業地域内ニ非サレハ之ヲ建築スルコトヲ得ス

- 一 常時百人以上ノ職工ヲ使用スル工場又ハ常時使用スル原動機馬力數ノ合計三十ヲ超過スル工場但シ第一條第一號但書又ハ前條第一號但書ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 二 左ニ掲クル事業ヲ營ム工場但シ行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

イ 銃砲火藥類取締法ノ火藥類ノ製造

ロ 鹽素酸鹽類、過鹽素酸鹽類、「ピクリン」酸、「ピクリン」酸鹽類、黃磷、赤磷、硫化磷、「カリウム」、「ナトリウム」、「マグネシウム」、過酸化水素、過酸化、「カリウム」、過

酸化「ナトリウム」、過酸化「バリウム」、硫化炭素、「エーテル」、「コロヂウム」、「アルコール」、木精、「アセトン」、「ベンゾール」、「キシロール」、「トルオール」、「テレピン」油、硝化纖維素、「セルロイド」、石油類其ノ他之ニ類スル引火性又ハ發火性物品

ノ製造

- ハ 硫黃、沃度、「ブROOM」、四鹽化炭素、鹽化硫黃、鹽酸、硫酸、硝酸、燐酸、弗化水素、醋酸、無水醋酸、石炭酸、安息香酸、苛性加里、苛性曹達、「アムモニア」水、炭酸加里、炭酸曹達、「クロール」石炭、次硝酸蒼鉛、「チアン」化合物、砒素化合物「バリウム」化合物、砒素化合物、水銀化合物、鉛化合物、銅化合物、亞硫酸鹽類、「フォルマリン」、「クロホルム」、「イヒチオール」、「スルフオナール」、「グリセリン」、「アンチフェブリン」、「アスピリン」、「クレオソート」、「グアヤコール」等其ノ製造ニ際シ有臭又ハ有害ノ瓦斯又ハ廢液ヲ生スル物品ノ製造

ニ 水銀ヲ用ヰル計器ノ製造

ホ 燐寸ノ製造

ヘ 金屬ノ熔融又ハ精煉

ト 乾燥油又ハ溶劑ヲ用ヰル擬革紙布又ハ防水紙布ノ製造

チ 肥料ノ製造

リ 動物質原料ノ化製

市街地建築物法施行令

- ヌ 製革又ハ毛皮ノ精製
- ル 骨角又ハ貝殻ノ乾燥研磨
- ヲ 製油又ハ製蠟
- ワ 染料、顔料又ハ塗料ノ製造
- カ 煉瓦又ハ坩堝ノ製造
- ヨ 「アスファルト」ノ製造
- タ 「セメント」、石膏、石灰、燧製石灰、炭化石灰又ハ石灰窒素ノ製造
- レ 古綿又ハ纖維類ノ精製
- ソ 礦石類、黒鉛、硝子、煉瓦、陶磁器等ノ粉碎
- ツ 石炭瓦斯又ハ壓縮瓦斯ノ製造
- ネ 「コークス」ノ製造
- ナ 「石炭」タール、「木」タール、「石油蒸餾産物又ハ其ノ残渣ヲ原料トスル製造
- ラ 石鹼ノ製造
- ム 製紙

- ウ 溶劑ヲ用ヰル護謨製品ノ製造
 - 井 鋼釘又ハ鋼球ノ製造
 - ノ 汽罐ノ製造
 - オ 金屬ノ壓延又ハ伸線
 - ク 炭素製品ノ製造
 - 三 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル事業ヲ營ム工場
 - 四 第二號イ、ロ、ホ、リ及レ、ノ物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ但シ行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞ナシト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス
 - 五 前號ニ掲クルモノヲ除クノ外行政官廳衛生上有害ノ又ハ保安上危險ノ虞アリト認め命令ヲ以テ指定スル物品ノ貯藏又ハ處理ニ供スルモノ
- (大正十二年八月二十九日勅令第三百九十五號ニテ改正追加)
- 第三條ノ二 地域又ハ工業地域内特別地域ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ニシテ前三條ノ規定ニ依リ現在地ニ建築スルコトヲ得サル種類ニ屬スルモノハ其ノ指定又ハ變更ノ日ヨリ十

市街地建築物法施行令

年間ヲ限り行政官廳ノ許可ヲ受ケ左記各號ニ規定スル制限内ニ於テ増築、改築又ハ用途ノ變更ヲ爲スコトヲ妨ケス

一 地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ノ敷地ヲ超エテ増築又ハ改築セサルコト

二 建築物ノ増築又ハ改築ニ因リ増加スヘキ建築面積ハ地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ノ建築面積ノ二分ノ一ヲ超過セサルコト

三 建築物ノ増築又ハ改築ニ因リ増加スヘキ床面積ハ地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ノ床面積ヲ超過セサルコト

第二十六條ノ規定ニ依リ建築ノ許可ヲ受ケタル建築物ハ前項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ地域又ハ地區ノ指定又ハ變更ノ際現ニ存在スル建築物ト看做ス

二一、市街地建築物法施行細則拔萃

(大正十三年一月二十九日)
京都市府令第四號

(大正十三年十一月二十一日)
京都市府令第九十六號ニテ追加

第二十一條 規則第四百十三條ノ認可ヲ受ケムトスルモノハ別示ノ様式ニ依リ左ノ事項ヲ具シタル申請書、摘要書、設計書ニ圖面ヲ添付シ之ヲ知事ニ提出スヘシ

一 建築主ノ氏名、住所、職業(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地、代表者ノ氏名、住所)

二 建築工事管理者アルトキハ其ノ氏名住所

三 認可ヲ受ケムトスル事項

大修繕、大變更其ノ他之ニ類スル場合ニ在リテハ其ノ工事ニ關係ナキ部分ノ圖書ヲ省略スルコトヲ得

第三十一條ノ二 他ノ法令ニ依リ警察取締ヲ受ケ許可又ハ認可ヲ要スル建築物ニ在リテハ第二十一條第一項ノ規定ニ依ルノ外、別ニ其ノ法令ニ依ル特殊ノ事項及圖書ヲ具シ之ヲ一括シ申請スヘシ

前項ノ規定ニ依ル申請ハ本則及他ノ法令ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

市街地建築物法施行細則

工事ノ種別	軒高	軒出	最高部ノ棟高	第一階	第二階	第三階	其ノ他(地階等)	家屋敷地面積	各戸建築面積	建築設計者		住所氏名	建築工事請負人住所氏名
										坪合勺	坪合勺		
造階建	尺寸	尺寸	尺寸	百十坪合勺	百十坪合勺	百十坪合勺	坪合勺	坪合勺	坪合勺	坪合勺	御認可ノ日ヨリ	電話番	電話番
造階建	尺寸	尺寸	尺寸	百十坪合勺	百十坪合勺	百十坪合勺	坪合勺	坪合勺	坪合勺	坪合勺	日後	電話番	電話番
造階建	尺寸	尺寸	尺寸	百十坪合勺	百十坪合勺	百十坪合勺	坪合勺	坪合勺	坪合勺	坪合勺		電話番	電話番

工事監督主任者
 住所氏名
 起工期日 (申請ノモノハ) 御認可ノ日ヨリ
 竣功期日 大正 年 月 日 日後
 電話番

設計書

内仕外構 大上外 要維構 等作造	屋形 形状	屋根 材料	基礎

市街地建築物法ニ依ル認可申請ノ例文

汲取口ノ位置 汲取口ノ下端ハ地盤面上 寸ニシテ 採光換氣窓 巾内法 井戸ト便所
 汲取口ハ直接道路ニ面スルコトナシ 大サ 高内法 距離

排水設備

其ノ他ノ構造附屬設備及雜事項ハ成ルベク圖面ニ明示スヘシ

本建築工事ハ市街地建築物法、同施行令、同施行規則、同施行細則其ノ他關係京都府令ニ違ハス施行可致候

竣工届 (様式)

住所	京都市	京區	郡	村町	番地
職業	建築主				
主要用途		用建築物			
工事ノ種別					
構造ノ種別					
敷地ノ位置	京都市	京區	郡	村町	番地
許可又ハ認可ノ年月日	大正	年	月	日	
指令番號	京都府指令	監建第			
申請ノ年月日	大正	年	月	日	
届出ノ年月日	大正	年	月	日	
竣工年月日	大正	年	月	日	
右竣工致候間此段及御届候也					
大正	年	月	日		
京都府知事	殿				

市街地建築物法ニ依ル認可申請ノ例文

建築線指定申請 (様式)

住所	氏	名	(甲)
住所	氏	名	(乙)
住所	氏	名	(丙)
申請者ノ資格	甲	土地所有者	
	乙	土地使用権者兼建築主	
	丙	同上	
關係土地ノ位置			
地目別			
申請ノ事由	敷地カ六尺未滿ノ通路ニ接スルヲ以テ一團地ノ道路開設又ハ擴張ノ爲或ハ一團地ノ私有道路ノ整理又ハ附替ノ爲等		
右關係圖面相添ヘ此段及申請候也			
大正	年	月	日
氏	氏	氏	
名	名	名	
(甲)	(乙)	(丙)	
印	印	印	
京都府知事	殿		

二三、黄燐燐寸製造禁止法

(大正十年四月十二日) (法律第六十一號)

- 第一條 燐寸製造業者ハ燐寸ノ製造ニ黄燐ヲ使用スルコトヲ得ス
- 第二條 黄燐ヲ使用シテ製造シタル燐寸ヲ販賣シ輸入若ハ移入シ又ハ販賣ノ目的ヲ以テ所持スルコトヲ得ス
- 第三條 當該官吏ハ取締上必要アリト認ムルトキハ工場倉庫店舗其ノ他ノ場所ニ臨檢シ又ハ検査ノ爲必要ナル分量ニ限り無償ノ燐寸若ハ其ノ製造原料ヲ收去スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帯スヘシ
- 第四條 第一條又ハ第二條ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス
- 第五條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢若ハ收去ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
- 第六條 燐寸製造業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者カ燐寸ノ製造ニ黄燐燐寸製造禁止法

黄燐ヲ使用シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ル、コトヲ得ス
第七條 本法ノ罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ行爲ヲ爲シタル理事、取締役其ノ他ノ代表者ニ、未成年者又ハ禁治産者ニ在リテハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本法ハ大正十一年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
第二條ノ規定ハ本法施行前ニ製造シ又ハ輸入若ハ移入シタル燐寸ニ付テハ本法施行後一年間之ヲ適用セス

黄燐燐寸製造禁止法第三條ノ規定ニ依ル證票樣式(大正十一年六月十五日農商務省告示第九十二號)

黄燐燐寸製造禁止法第三條ノ規定ニ依ル證票ノ樣式左ノ通定ム

樣式

第 號	大正 年 月 日	交付
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">廳 府 縣 印</p> <p style="text-align: center;">官 氏 名</p> </div>		
<p style="text-align: center;">黄燐燐寸製造禁止法</p> <p>第三條 當該官吏ハ取締上必要アリト認ムルトキハ工場倉庫店舖其ノ他ノ場所ニ臨檢シ又ハ檢査ノ爲必要ナル分量ニ限リ無償ニテ燐寸若ハ其ノ製造原料ヲ收去スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ</p> <p>第五條 正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢若ハ收去ヲ拒ミ妨ケ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス</p>		

竪二寸五分横三寸中央點線ノ所ヨリ二ツ折ト爲シ表面ニ「黄燐燐寸取締官吏證票」ト記ス

黄燐燐寸製造禁止法

二四、結核豫防法施行規則拔萃

(大正八年十月二十三日
内務省令第二十號)

第二條 學校、病院、製造場又ハ鐵道電車船舶自動車馬車等ノ發着待合所、劇場、寄席、活動寫眞館、旅店、下宿屋、料理店、理髮店、湯屋其ノ他地方長官ノ指定シタル多衆ノ集合スル場所又ハ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ唾壺ヲ配置スヘシ

警察署長又ハ警察分署長ハ前項ノ規定ニ依リ配置シタル唾壺適當ナラス又ハ其ノ箇數十分ナラスト認ムルトキハ期日ヲ指定シテ其ノ變更又ハ増置ヲ命スルコトヲ得

唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後ニ非サレハ之ヲ投棄スルコトヲ得ス

第三條 前條ノ場所ニ於テハ唾壺以外ニ唾痰ヲ略出スルコトヲ得ス

二五、結核豫防法施行細則拔萃

(大正十年七月一日
京都府令第六十九號)

第九條 職工徒弟等十人以上ヲ傭使スル製造所ノ管理者又ハ之ニ代ルヘキ者ハ前條第一項第一號乃至第五號ニ依ルノ外警察官署ノ指示ニ從ヒ豫防ニ關スル施設ヲ爲スヘシ但シ十人未滿ヲ傭使スル製造所ト雖モ特ニ必要ヲ認メ指示セラレタルトキ亦同シ

第十四條 規則第二條ニ依リ唾壺ヲ配置スヘキ場所左ノ如シ

- 一 參籠所、教會所、集會所
- 二 取引所、銀行、勸商場、新聞雜誌縱覽所
- 三 興行所、觀物場
- 四 貸座敷、貸席、待合茶屋、飲食店
- 五 工場、建造物内ニ於テ開設スル市場
- 六 工場ノ寄宿舍並病舎、醫師ノ病室、患者ノ控所
- 七 客ヲ輸送スル汽船及發動汽船

結核豫防法施行規則拔萃

二六、「結核豫防法施行細則執行手續拔萃」(大正十年十一月十八日) (京都府訓令第二十六號)

第七條 警察官署ハ細則第九條該當ノ工場ノ管理者又ハ之ニ代ルヘキ者ニ對シ毎年二回以上醫師ヲシテ其ノ職工、徒弟其ノ他ノ從業者ノ健康診斷ヲ行ハシムヘシ

二七、「トラホーム」豫防法施行規則拔萃(大正八年八月二十三) (日內務省令第十三號)

第二條 學校、幼稚園、製造所又ハ鐵道、電車、船舶、自動車、馬車等ノ發着待合所、劇場、寄席、活動寫眞館、旅店、下宿屋、料理屋、理髮店、湯屋其ノ他地方長官ノ指定シタル多衆ノ集合スル場所又ハ客ノ來集ヲ目的トスル場所ニ於テハ左ニ掲クル事項ヲ遵守スヘシ
一 貸手拭又ハ共用手拭ヲ備ヘサルコト但シ使用者毎ニ清潔ナル者ヲ使用セシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

二 手洗水ハ流出裝置トナスコト

學校、幼稚園、製造所其ノ他地方長官ノ指定シタル場所ニ於テハ前項各號ノ外洗面器ハ患者用ト健康者用トヲ區別スヘシ

二八、「トラホーム」豫防法施行細則拔萃(大正十年七月二十六日) (京都府令第七十七號)

第六條 職工徒弟十人以上ヲ使用スル工場ノ管理者又ハ之ニ代ルヘキ者ハ警察官署ノ指示ニ從ヒ「トラホーム」豫防治療ニ關スル施設ヲ爲スヘシ但シ十人未滿ヲ使用スル工場ト雖モ特ニ必要ヲ認メ指示セラレタルトキ亦同シ

二九、「トラホーム」豫防法施行細則執行手續拔萃

(大正十年十一月十八日) (京都府訓令第二十七號)

第九條 警察官署ハ細則第六條該當ノ工場ノ管理者又ハ之ニ代ルヘキ者ニ對シ毎年二回以上「トラホーム」豫防法施行規則拔萃

ラホーム」ノ有無ニ付キ醫師ヲシテ其職工徒弟其他ノ從業者ヲ檢診セシメ患者ニ對シテハ適當ナル方法ヲ設ケ治療セシムヘシ

三〇、傳染病豫防法 (明治三十年四月一日) (法律第三十六號)

(明治三十八年三月法律第五十六號改正) (大正十一年四月法律第三十二號改正)

第一條此ノ法律ニ於テ傳染病ト稱スルハ「コレラ」、赤痢(疫痢ヲ含ム)、腸チフス「バラチフス」、痘瘡、發疹「チフス」、猩紅熱、「チフテリア」、流行性腦脊髄膜炎及「ペスト」ヲ謂フ

前項ニ掲クル十病ノ外此ノ法律ニ依リ豫防方法ノ施行ヲ必要トスル傳染病アルトキハ主務大臣之ヲ指定ス

主務大臣特別ノ事由アリト認ムルトキハ前項ニ依リ指定スル傳染病ニ對シ命令ヲ以テ此ノ法律ノ一部ヲ限リ適用シ又ハ地域ヲ限リ此ノ法律ノ全部若ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

第二條 此ノ法律ハ「コレラ」及「ペスト」ノ疑似症ニ對シ之ヲ適用ス

「コレラ」及「ペスト」以外ノ傳染病流行シ若ハ流行ノ虞アルトキハ地方長官ハ其ノ傳染病ノ疑似症ニ對シ命令ノ規定ニ從ヒ此ノ法律ノ全部若ハ一部ヲ適用スルコトヲ得

第二條ノ二 傳染病ノ病原體保有者ハ此ノ法律ノ適用ニ付テハ之ヲ傳染病患者ト看做ス

第四條 傳染病又ハ其ノ疑アル患者若ハ其ノ死者アリタル家ニ於テハ速ニ醫師ノ診斷若ハ檢案ヲ受ケ又ハ直ニ其ノ所在地ノ警察官吏、市町村長、區長、戸長、檢疫委員又ハ豫防委員ニ届出ヘシ

前項ノ届出ヲ爲スヘキ義務者ハ一般民家ニ在リテハ戸主若ハ之ニ代ルヘキ者、社寺、公私立ノ學校病院、製造所又ハ船舶、會社、各種事務所、貸席、興行場其ノ他集會ノ場所ニ在リテハ其ノ首長、管理人又ハ代理者トス

第五條 傳染病患者アリタル家其ノ他傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル家ニ於テハ醫師又ハ當該吏員ノ指示ニ從ヒ清潔方法及消毒方法ヲ行フヘシ

前項ノ清潔方法及消毒方法ヲ行フヘキ義務者ニ付テハ前條第二項ノ規定ヲ準用ス

第六條 清潔方法及消毒方法ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ當該吏員ハ傳染病患者ヲ傳染病院、隔離病舎其ノ他適

傳染病豫防法

當ノ場所ニ入ラシムヘシ

第八條 當該吏員ニ於テ必要ト認ムルトキハ一定ノ日時間傳染病患者アリタル家其ノ他傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル家ノ交通ヲ遮斷シ又ハ病毒感染ノ疑アル者ヲ隔離所其ノ他適當ノ場所ニ隔離スルコトヲ得

第八條ノ二 傳染病患者ハ業態上病毒傳播ノ虞アル業務ニ從事スルコトヲ得ス
前項ノ業務範圍ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 傳染病患者及其ノ死體ハ當該吏員ノ認可ヲ經ルニ非サレハ他ニ移スコトヲ得ス

第十條 傳染病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ハ當該吏員ノ認可ヲ受クルニ非サレハ使用、授與、移轉、遺棄又ハ洗滌スルコトヲ得ス

第十一條 傳染病患者ノ死體ハ當該吏員ニ於テ充分ト認ムル消毒方法ヲ施シタル後ニ非サレハ埋葬スヘカラス

傳染病患者ノ死體ハ醫師ノ檢案ニ依リ當該吏員ノ認可ヲ經テ二十四時間内ニ埋葬スルコトヲ得
第十二條 傳染病患者ノ死體ハ火葬スヘシ但シ所轄警察官署ノ許可ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラス

傳染病患者ノ死體ヲ土葬シタルトキハ三箇年ヲ經過スルニ非サレハ他ニ改葬スルコトヲ得ス但シ特別ノ事由ニ因リ必要アル場合ニ於テ所轄警察官署ノ許可ヲ經タルトキハ此ノ限ニ在ラス
第十九條 地方長官ハ傳染病豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ事項ノ全部又ハ一部ヲ施行スルコトヲ得

- 一 健康診斷又ハ死體檢案ヲ行フコト
- 二 市街村落ノ全部若ハ一部ノ交通ヲ遮斷シ又ハ人民ヲ隔離スルコト
- 三 祭禮、供養、興行、集會等ノ爲人民ノ群集スルコトヲ制限シ若ハ禁止スルコト
- 四 古着、縵縷、古綿其ノ他病毒傳播ノ虞アル物件ノ出入ヲ制限シ若ハ停止シ又ハ其ノ物件ノ廢棄其ノ他必要ナル處分ヲ爲シ若ハ爲サシムルコト
- 五 傳染病毒傳播ノ媒介トナルヘキ飲食物ノ販賣、授受ヲ禁止シ又ハ其ノ飲食物ノ廢棄其ノ他必要ナル處分ヲ爲シ若ハ爲サシムルコト
- 六 汽車、船舶、製造所若ハ多人數ノ集合スル場所ニ醫師ノ雇入其ノ他豫防上必要ノ設備ヲ爲サシムルコト
- 七 清潔方法、消毒方法ノ施行ヲ命シ及井戸、上水、下水、溝渠、芥溜、厠圃ノ新設改築變更

若ハ廢止ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ停止スルコト

八 一定ノ場所ノ漁撈、游泳又ハ其ノ水ノ使用ヲ必要ナル日時間制限シ若ハ停止スルコト
九 鼠族、昆蟲等ノ驅除及之ニ關スル施設ヲ爲サシムルコト

第二十條 諸官廳及官立ノ學校、病院、製造所等ニ傳染病發生シ若ハ發生ノ虞アルトキハ其ノ首長ハ地方長官ト協議シ此ノ法律ニ準シ豫防方法ヲ施行スヘシ

陸海軍所屬ノ部隊、軍艦等ニ傳染病發生シ若ハ發生ノ虞アルトキハ其ノ首長ハ此ノ法律ニ準シ各其ノ所定ノ規則ニ依リ又必要アル場合ニ於テハ地方長官ト協議シ豫防方法ヲ施行スヘシ

第二十九條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ當該吏員ノ指示命令シタル事項ヲ指定ノ期限内ニ履行セサル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十一條 第四條、第五條、第八條ノ二、第九條、第十條、第十一條第一項、第十二條ニ違背シタル者、交通遮斷ヲ犯シタル者、當該吏員ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者又ハ醫師ニ請託シテ第三條ノ届出ヲ爲サシメス若ハ其ノ届出ヲ妨ケタル者ハ貳百圓以下ノ罰金ニ處ス

三一、傳染病豫防法施行規則拔萃(大正十一年九月三十日 內務省令第二十四號)

第十一條 赤痢、腸「チフス」及「バラチフス」ノ病原體保有者ニシテ前條ニ該當スルモノハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 便所ハ成ルヘク之ヲ専用トシ上圍ノ都度便池ニ消毒藥ヲ投入スルコト
 - 二 便所ノ手洗水ニハ消毒藥ヲ用ウルコト
 - 三 便器ハ使用ノ都度之ヲ消毒スルコト
 - 四 尿尿ニ汚サレタルモノハ之ヲ消毒スルコト
- 「チフテリア」及流行性腦脊髄膜炎ノ病原體保有者ニシテ前條ニ該當スルモノハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一 食器、手拭、衣類、寢具、涎掛、玩具等ハ之ヲ専用トシ衣類、寢具ハ時々日光ニ曝スコト
- 二 鼻汁、唾痰ノ附着シタル布片、紙片其ノ他鼻汁、唾痰ニ汚サレタルモノハ之ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト

傳染病豫防法

三 劇場、寄席、活動寫真館等興行場其ノ他多衆ノ集合スル場所ニ立入ラサルコト

病原體保有者ノ保護者ハ病原體保有者ヲシテ前二項ノ事項ヲ遵守セシムヘシ

第十二條 「コレラ」以外ノ傳染病ノ病原體保有者其ノ居住ノ場所ヲ他ニ移サムトスルトキハ病原體保有者又ハ其ノ保護者ニ於テ書面又ハ口頭ヲ以テ警察官吏、市町村長、檢疫委員又ハ豫防委員ニ届出ツヘシ此ノ場合ニ於テ届出ヲ受ケタル吏員ハ病原體保有者ノ移轉スヘキ地ノ警察官吏、市町村長、檢疫委員又ハ豫防委員ニ通知スヘシ

第十七條 傳染病患者又ハ死者アリタル家其ノ他傳染病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル家ニ於テ施行スル清潔方法ノ要項左ノ如シ

- 一 「コレラ」、赤痢、腸「チフス」及「バラチフス」ニ付テハ井戸側、井戸流、臺所流、下水溝、汚水溜、便所、芥溜等ニ就キ不潔ナル場所ヲ掃除シ必要アル場合ニ於テハ其ノ修理及井戸浚ヲ爲シ且蠅ノ驅除及蠅ノ發生シ易キ場所ノ掃除ヲ行フコト
- 二 痘瘡、猩紅熱「ヂフテリア」及流行性腦脊髄膜炎ニ付テハ衣類、寢具、玩具、疊、敷物等ヲ清潔ニスルコト
- 三 發疹「チフス」ニ付テハ虱ノ驅除ヲ行ヒ且衣類、寢具等虱ノ棲息シ易キ物件ヲ清潔ニスルコト

ト

四 「ベスト」ニ付テハ鼠族、蚤及南京蟲ノ驅除ヲ行ヒ且衣類、寢具、疊、敷物、床下等蚤及南京蟲ノ棲息シ易キ物件及場所ヲ清潔ニシ及掃除スルコト

五 室内ノ採光及換氣ヲ充分ニスルコト

前項ノ清潔方法ハ鼠族、昆蟲等ノ驅除ヲ除クノ外消毒方法ノ施行ヲ了リタル後之ヲ施行スヘシ

第十八條 前條以外ノ場合ニ於テ施行スル清潔方法ノ要項左ノ如シ

- 一 宅地及家屋ノ内外ヲ掃除スルコト
 - 二 室内ノ採光及換氣ヲ充分ニスルコト
 - 三 疊、敷物等ヲ日光ニ曝スコト
 - 四 床下ハ換氣ヲ充分ニシ濕潤著シキモノハ乾燥セル土砂ノ類ヲ撒布スルコト
 - 五 汚水停留ノ場所又ハ濕潤著シキ場所ハ之ヲ埋メ又ハ排水ヲ充分ニスルコト
 - 六 前各號ノ外特別ノ必要アルトキハ前條第一項第一號乃至第四號ニ準シ處置スルコト
- 第十九條 清潔方法ヲ施行スル場合ニ於テハ濫ニ消毒藥ヲ撒布スヘカラス

傳染病豫防法

傳染病ノ流行ニ際シ溝渠ヲ掃除スル場合ニ於テ必要アルトキハ煨製石灰末、普通石灰又ハ「ク
ロール」石灰水ヲ以テ消毒シタル後浚渫スヘシ

第二十條 清潔方法ノ施行ニ因リ生シタル汚泥、塵芥ノ類ハ適當ノ運搬器具ニ入レ一定ノ場所ニ
投棄シ又ハ焼却スヘシ

第二十一條 消毒方法ハ左ノ四種トス

一 焼却

二 蒸気消毒

三 煮沸消毒

四 藥物消毒

第二十二條 蒸気消毒ニハ流通蒸気ヲ用井成ルヘク消毒器内ノ空氣ヲ排除シ一時間以上攝氏百度
以上ノ濕熱ニ觸シムヘシ

蒸気消毒ヲ施行セムトスルトキハ左ノ事項ニ注意スヘシ

一 消毒ニ因リ褪色ノ虞アルモノハ蒸気消毒ヲ避ケ他物ニ染色ノ虞アルモノハ他物ト混シ蒸気
消毒ヲ行ハサルコト

二 衣類ハ豫メ袖又ハ衣囊ヲ檢索シ爆發又ハ發火シ易キ物件アルトキハ之ハ取出スコト

第二十三條 煮沸消毒ハ消毒スヘキ物件ヲ全部水ニ浸漬シ沸騰後三十分間以上煮沸スヘシ
煮沸消毒ノ施行ニ關シテハ前條第二項第一號ヲ準用ス

第二十四條 藥物消毒ニ用ウヘキ藥品並其ノ製法及用法左ノ如シ

一 石炭酸水防疫用石炭酸三
分水九十七分

石炭酸水ヲ製スルニハ定量ノ防疫用石炭酸ニ少量ノ湯又ハ水ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シツ、徐
々ニ水ヲ注キ定量ニ至ラシムヘシ

石炭酸水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

二 「クレゾール」水「クレゾール」石鹼液
三分水九十七分

「クレゾール」水ヲ製スルニハ定量ノ「クレゾール」石鹼液ニ定量ノ水ヲ加フヘシ
「クレゾール」水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

三 昇汞昇汞一分、普通食
鹽一分、水千分

昇汞水ヲ製スルニハ定量ノ昇汞水及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞錠

(一錠中昇汞
〇.五グラム)

傳染病豫防法

ムチ)ヲ一錠ニ付水約五百「グラム」ノ割合ニ溶解スヘシ

昇汞水ハ金屬製ニ非サル容器ニ之ヲ貯藏シ其ノ昇汞錠ヲ用井サルモノハ「スカレット」、「フクシンS」其ノ他適當ノ色素ヲ加ヘ著色シ識別シ易カラシムルコトヲ要ス

四

煨製石灰 少量ノ水ヲ注ケハ熱ヲ發シ崩壊スルモノ

煨製石灰末 煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲シタルモノ

煨製石灰末ヲ製スルニハ用ニ臨ミ煨製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲スヘシ

石灰乳 煨製石灰ニ

石灰乳ヲ製スルニハ定量ノ煨製石灰ニ徐々ニ定量ノ水ヲ加ヘ充分攪拌スヘシ

石灰乳ハ用ニ臨ミ之ヲ製シ且使用ノ都度之ヲ攪拌スヘシ

煨製石灰ヲ得ルコト能ハサル場合ニ限り倍量ノ普通石灰ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

五

「クロール」石灰水「クロール」石灰

「クロール」石灰水ノ製法及用法ハ石灰乳ノ例ニ依ル

六

「フォルマリン」水「フォルマリン」

「フォルマリン」水ヲ製スルニハ用ニ臨ミ定量ノ「フォルマリン」ニ定量ノ水ヲ加フヘシ

七

「フォルムアルデヒド」

「フォルムアルデヒド」ハ「フォルマリン」ヲ噴霧發生セシメ又ハ適當ノ裝置ニ依リ之ヲ發生セシムヘシ

「フォルムアルデヒド」ノ使用ニ關シテハ左ノ事項ニ注意スヘシ

一 消毒函内又ハ室内ノ容積百立方尺ニ付「フォルマリン」四十「グラム」以上ヲ噴霧セシメ

又ハ「フォルムアルデヒド」瓦斯十五「グラム」以上ヲ發生セシメ同時ニ約百「グラム」

以上ノ水ヲ蒸發セシムルノ比例ヲ以テ處置シタル後七時間以上密閉シ置クヘシ

二 物件ノ内部ニ至ル迄消毒スルノ必要アルモノニハ真空裝置ニ依ルニ非サレハ之ヲ使用

スヘカラス

真空裝置ニ依ル消毒時間ハ其ノ裝置ニ依リ之ヲ定ムヘシ

三 氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒函内又ハ土藏造、洋風建物、船舶、汽車等ニシテ戸扉、窓孔

等ヲ密閉シ得ヘキ室内ニ非サレハ之ヲ使用スヘカラス

第二十五條 「コレラ」、赤痢、腸「チフス」及「バラチフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ

概ネ左ノ如シ

傳染病預防法

- 一 尿管、吐瀉物及其ノ處置ニ用井タル器具、布片、紙片等
 - 二 死體
 - 三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
 - 四 看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等
 - 五 患者ノ用ニ供シタル飲食器具、患者ノ飲食物残渣等
 - 六 病室ノ疊、敷物等
 - 七 便所、便池、手洗鉢等
 - 八 臺所、臺所器具、井戸、水槽等
 - 九 芥溜、下水溝等
- 痘瘡及猩紅熱ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- 一 鼻汁、唾痰、膿汁、痂皮、落屑及其ノ處置ニ用井タル器具、布片、紙片等
 - 二 死體
 - 三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
 - 四 看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等

- 五 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具、書籍等
 - 六 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等
- 發疹「チフス」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- 一 鼻汁、唾痰及其ノ處置ニ用井タル器具、布片、紙片等
 - 二 死體
 - 三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
 - 四 看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等
 - 五 病室ノ疊、敷物等
- 「デフテリア」及流行性腦脊髓膜炎ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ
- 一 鼻汁、唾痰及其ノ處置ニ用井タル器具、布片、紙片等
 - 二 患者ノ用ニ供シタル衣類、寢具等
 - 三 看護人及其ノ使用シタル衣類、寢具等
 - 四 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具、書籍、玩具等
 - 五 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等

「ペスト」ニ付消毒方法ノ施行ヲ必要トスルモノ概ネ左ノ如シ

- 一 血液、鼻汁、唾痰、膿汁及其ノ處置ニ用井タル器具、布片、紙片等
- 二 死體
- 三 患者及死體ノ用ニ供シタル衣類、寢具、運搬器具等
- 四 看護人其ノ他病毒ニ接觸シタル者及其ノ使用シタル衣類、寢具等
- 五 患者ノ用ニ供シタル飲食器具其ノ他ノ器具、書籍等
- 六 病室ノ疊、敷物、建具、側壁等
- 七 鼠ノ棲息、交通スル場所

第二十六條 消毒方法ノ應用概ネ左ノ如シ

- 一 患者
 - 患者ハ治癒シタルトキ入浴セシメ衣類ヲ更メシムヘシ但シ温濕布ヲ以テ拭淨シ入浴ニ代フルコトヲ妨ケス入浴ニ使用シタル水ノ消毒ハ第十二號ニ依ル
- 四 病毒ニ接觸シタル者
 - 看護人、患者ノ家人、消毒方法ノ施行又ハ患者、死體、排泄物等ノ運搬ニ從事シタル者其

- 五 衣類、寢具、敷物、布片等
 - ノ他病毒ニ接觸シタル者ハ時々又ハ其ノ都度手足ヲ消毒シ入浴スヘシ手足ノ消毒ニハ石炭酸水、「クレゾール」水又ハ昇汞水ヲ使用スヘシ

蒸汽消毒若ハ煮沸消毒ヲ行ヒ又ハ石炭酸水、「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ニ二時間以上浸漬シ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ
 絹布、毛織物、綿、綿入蒲團、羽蒲團等ハ成ルヘク蒸汽消毒ヲ行ヒ又ハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スヘシ

十 室内各部

石炭酸水、「クレゾール」水、昇汞水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布スヘシ但シ密閉シ得ヘキ場合ニ於テハ「フォルムアルデヒド」ヲ使用スルコトヲ得

十二 便所、芥溜、溝渠等

便所ハ石炭酸水、「クレゾール」水若ハ「フォルマリン」水ヲ以テ拭淨シ又ハ之ヲ撒布シ便池、肥料溜等ニハ煨製石灰末、石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ充分攪拌スヘシ但シ尿尿ハ消毒後一週間ヲ經過スルニ非サレハ肥料ニ供スルコトヲ得ス

傳染病豫防法

芥溜及土地ニハ石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ、溝渠ニハ煨製石灰末石灰乳又ハ「クロール」石灰水ヲ注キ塵芥ハ之ヲ焼却スヘシ

煨製石灰末ハ乾燥セル場所ノ消毒ニ適セス

三 井戸、水槽、汚水等

井戸、水槽、汚水等ニハ水量ノ五十分ノ一ノ煨製石灰ヲ乳狀ト爲シタルモノ若ハ水量ノ五百分ノ一ノ「クロール」石灰水ヲ投入シ充分攪拌シタル後十二時間以上放置シ又ハ適當ノ裝置ニ依リ熱蒸氣ヲ通シ三十分間以上沸騰セシムヘシ

昇汞水ハ飲料水ニ滲透スルノ虞アル場所ノ消毒ニ之ヲ使用スヘカラス

第二十七條 衣類、寢具、器具、敷物、圖書、書類其ノ他ノ物件ニシテ第二十一條各號ノ消毒方法ヲ施行シ難キモノニ付テハ日光ニ曝シ又ハ大氣中ニ乾燥セシムヘシ

第三十二條 左ノ場合ニ於テハ書面又ハ口頭ヲ以テ警察官吏、市町村長、檢疫委員又ハ豫防委員ノ認可ヲ受クヘシ

- 一 傳染病豫防法第九條ニ依リ傳染病患者及其ノ死體ヲ他ニ移サムトスルトキ
- 二 傳染病豫防法第十條ニ依リ傳染病毒ニ汚染シ又ハ汚染ノ疑アル物件ヲ使用、授與、移轉

遺棄又ハ洗滌セムトスルトキ

三 傳染病豫防法第十一條第二項ニ依リ傳染病患者ノ死體ヲ二十四時間内ニ埋葬セムトスルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テ其ノ認可ヲ爲シタル吏員ハ患者又ハ死體ヲ移スヘキ地ノ警察官吏、市町村長、檢疫委員又ハ豫防委員ニ通知スヘシ

第三十三條 傳染病豫防法第十三條ノ死體及家屋其ノ他ニ對シテハ市町村長又ハ豫防委員ニ於テ消毒其ノ他相當ノ處分ヲ爲サシムヘシ

三三二、傳染病豫防法施行細則拔萃

(大正十四年十二月一日
京都府令第九十五號)

第八條 「コレラ」、痘瘡、發疹「チフス」又ハ「ベスト」ノ患者アリタルトキハ瀕死ノ場合ヲ除クノ外警察官署長ハ市町村長又ハ豫防委員ニ指示シ之ヲ傳染病院、隔離病舎若ハ規定ノ設備アル病院ニ收容セシムヘシ

傳染病豫防法

前項以外ノ傳染病患者アリタルトキ左ノ各號ノ一ニ該ル場合亦同シ但シ土地僻陬人家隔絶シ病
毒傳播ノ虞ナシト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

- 一 患者ヲ隔離スヘキ適當ナル別棟又ハ専用スヘキ室ヲ有セサルモノ
- 二 患者及看護人ノ専用スヘキ庖厨、便所ノ設備ナキモノ
- 三 患者ノ専用スヘキ家具、什器ヲ有セサルモノ
- 四 患家不潔又ハ濕地ニシテ病毒傳播ノ虞アリト認ムルモノ
- 五 主治醫ナキモノ
- 六 専ラ從事スヘキ看護人ナキモノ
- 七 家人豫防方法ヲ遵守セサル虞アルモノ又ハ多數ノ家族同居人ヲ有シ若ハ幼少老衰者等アリ
テ的確ナル豫防消毒方法行ハレ難シト認ムルモノ

第九條 傳染病患者ヲ自宅其ノ他ノ場所ニ於テ治療セムトスルトキハ事由ヲ具シ所轄警察官署長
ノ許可ヲ受クヘシ

第十條 前條ニ依リ自宅治療ヲ爲ス場合ニハ左記事項ヲ遵守スヘシ

- 一 病室ニハ看護人ノ外可成他人ヲ出入セシメサルコト

- 二 病室内ニ於テハ患者以外ノ者ニ飲食セシメサルコト
- 三 患者ノ用ニ供セシ飲食器具及病毒ニ汚染シタル物件ハ其ノ都度消毒スルコト
- 四 患者ノ吐瀉物其ノ他排泄物ハ不滲透質ノ容器ニ收メ其ノ都度消毒スルコト
- 五 病室ニハ蚊、蠅其ノ他昆虫類ヲ驅除スル装置ヲ施スコト
- 六 病室内ノ塵芥ハ一定ノ場所ニ於テ焼却スルコト
- 七 患者ノ使用シタル湯水、汚物ヲ洗滌シタル汚水、飲食物ノ殘餘ハ消毒ノ上一定ノ場所ニ投
棄スルコト

第十一條 規則第三十二條第一號ニ依ル認可ヲ受ケムトスル者ハ其ノ住所、氏名、年齢、病名及
移轉ノ事由、移轉スヘキ地名、年月日時、通路並引受者ノ住所、氏名ヲ具シ當該吏員ニ願出ツ
ヘシ規則第十二條ニ依リ「コレヲ」以外ノ傳染病ノ病原體保有者其ノ居住ノ場所ヲ他ニ移サムト
スルトキノ届出事項亦前項ニ同シ

第十二條 規則第三十二條第二號又ハ第三號ニ依リ使用、授與、移轉、遺棄、洗滌又ハ埋葬セム
トスル場合ニハ左ノ事項ヲ具シ當該吏員ニ願出ツヘシ

- 一 使用、授與、移轉、遺棄、洗滌又ハ埋葬セムトスル事由、

傳染病豫防法

- 二 授與先、移轉先又ハ引受者ノ住所、氏名、年齢
- 三 遺棄、洗滌又ハ埋葬ノ場所
- 四 病毒傳播防止ノ方法

三三三、壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法拔萃(大正十一年四月十一日法律第三十一號)

第一條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造貯藏又ハ販賣ノ業ヲ爲サムトスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

相續又ハ法人ノ合併ニ因リ前項ノ業ヲ繼承スル場合ハ前項ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二條 行政官廳ハ壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造、貯藏又ハ販賣ノ業ヲ爲ス者カ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ又ハ安寧秩序ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ停止シ若ハ制限スルコトヲ得

第三條 行政官廳ハ何時ニテモ當該官吏ヲシテ壓縮瓦斯、液化瓦斯若ハ其ノ容器ノ製造所貯藏所

其ノ他之ヲ收藏スルノ疑アル場所ニ臨檢シ又ハ壓縮瓦斯、液化瓦斯及其ノ容器並之ヲ收藏スルノ疑アル物件若ハ事業上ノ張簿其ノ他ノ書類ヲ檢査セシムルコトヲ得

行政官廳ハ試験ノ用ニ供スル爲必要ナル數量ニ限り當該官吏ヲシテ壓縮瓦斯液化瓦斯又ハ其ノ容器ヲ無償ニテ收去セシムルコトヲ得

行政官廳ハ危害豫防又ハ衛生ノ爲壓縮瓦斯、液化瓦斯ノ製造所、貯藏所ノ改築若ハ修繕ヲ命シ又ハ壓縮瓦斯、液化瓦斯若ハ其ノ容器ニ關シ若ハ貯藏運搬其ノ他ノ取扱ニ關シ取締上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第四條 行政官廳ハ保安上必要アリト認ムルトキハ壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ授受運搬又ハ携帶ヲ禁止シ又制限スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ行政官廳ハ壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ假領置ヲ爲スコトヲ得

三四、壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令拔萃(大正十二年四月十二日 內務省令第十二號)

- 第一條 一日ニ付三立方メートル以上(温度攝氏零度、氣壓七百六十ミリメートルノ状態ニ換算シテ算出ス以下瓦斯容積ノ計算倣之)ノ瓦斯ヲ壓縮又ハ液化スル業ヲ爲サントスル者ハ左ノ事項ヲ具シ製造所々轄廳府縣長官(東京府ニ在テハ警視總監以下倣之)ニ申請スヘシ
- 一 住所、氏名、年齢、職業(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所ノ所)
 - 二 製造ノ目的、製品ノ種類及名稱、作業ノ工程、一日内ニ製造スヘキ數量ノ最大限
 - 三 製造所ノ位置、設備及其ノ附近ノ狀況
 - 四 壓縮機ノ種類、型式、能力及箇數
 - 五 計壓器ノ型式、目盛及箇數
 - 六 瓦斯メートル型式及箇數
 - 七 耐壓試驗裝置ノ能力及箇數
 - 八 製品ノ貯藏方法

九 容器ノ調達及貯藏方法

十 原料ノ種類、貯藏方法及貯藏數量ノ最大限

十一 作業主任者ノ氏名、履歷

十二 職工其他ノ勞務者ノ最大員數及其ノ取締ニ關スル規定

第四條 前三條規定ノ許可申請書ニ具シタル事項ヲ變更セムトスルトキハ許可ヲ爲シタル廳府縣長官ノ許可ヲ受クヘシ但シ住所、氏名、職業ニ付テハ其ノ變更ノ日ヨリ七日以内ニ届出ツヘシ

第十二條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ製造所ノ構造、設備ハ左ノ制限ニ從フヘシ

- 一 製造所ノ境界ニハ適當ナル圍牆ヲ構設シ且見易キ場所ニ製造所ノ標示ヲ爲スコト
- 二 可燃性又ハ支燃性ノ瓦斯ヲ製造シ又ハ之ヲ壓縮、液化若ハ充填スル作業室、其ノ瓦斯及引火又ハ發火ノ虞アル原料ノ置場ハ火焰ニ對シ抵抗性ヲ有スル材料ヲ以テ平家建ニ築造シ其ノ照明裝置ハ電燈ヲ用井且外部見易キ場所ニ火氣ニ對スル警戒標示ヲ爲スコト
- 三 有毒瓦斯發散ノ虞アル作業室及置場ハ空氣ノ流通ヲ完全ニシ、且發散瓦斯ノ排氣若ハ吸收裝置ヲ爲スコト

四 瓦斯貯槽ハ鐵材ヲ用井氣密ニ構造シ攝氏四十度ニ於ケル内容瓦斯ノ脹力ニ五割ヲ加算シタ

壓縮瓦斯及液化及斯取締法施行令拔萃

ル壓力ニ耐ユヘキモノトシ安全裝置ヲ施シ可燃性瓦斯貯槽ニ在リテハ赤色ノ防鏽塗料ヲ、
不燃性又ハ可燃性瓦斯貯槽ニ在リテハ黑色ノ防鏽塗料ヲ其ノ外部ニ塗布スルコト但シ五立
方メートル以内ノ瓦斯ヲ臨時收容スルモノハ此ノ限ニ在ラス

五 瓦斯壓縮機ト瓦斯ヲ容器ニ充填スル場所トノ間ニハ高サ二・五メートル厚サ十センチメー
トル以上ノ煉瓦壁又ハ之ニ相當スル抗力ヲ有スル障壁ヲ設クルコト

六 アセチリン瓦斯ヲ發生セシメ又ハ之ヲ溶劑ニ溶解セシムル爲ニ使用スル機械器具類ノアセ
チリン瓦斯ニ接觸スル部分ニハ銅ヲ使用セサルコト

七 水ノ電氣分解ニ依ル酸素若ハ水素ノ製造ニ要スル發電機、開閉器、抵抗器其他火花ヲ發シ
又ハ赤熱スル虞アル器具ノ類ハ電槽室又ハ壓縮機室以外ノ場所ニ之ヲ設置シ其ノ電路ニハ
電槽ニ生スル逆電流ニ依リ發電機磁極ノ逆變ヲ防クヘキ適當ノ自動裝置ヲ爲スコト

八 可燃性瓦斯ノ發生室及壓縮室ニ電氣裝置ヲ爲ス場合ニハ發火ヲ誘致スルノ危險ヲ防止スル
ニ必要ナル設備ヲ爲スコト

九 瓦斯ノ貯藏、壓縮、充填耐壓試驗等ニ使用スル溫度器瓦斯メートル又ハ計壓器ハ度量衡法
第八條ノ規定ニ抵觸セサルモノヲ使用シ且計壓器ハ常用壓力ノ一倍半以上二倍以下ノ最大

目盛アルモノヲ使用スルコト

前項第九號ノ計壓器ノ外標準計壓器二箇以上ヲ備ヘ之ニ據リ毎月一回以上其ノ作用ヲ試驗スヘ
シ

前項ノ標準計壓器ニ付テハ毎年一回以上中央度量衡檢定所ノ比較檢査ヲ受ケ且其ノ檢査成績書
ノ交付ヲ受クヘシ

第十三條 瓦斯ノ壓縮又ハ液化作業ニ付テハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 作業着手前分析ヲ行ヒ可燃性瓦斯中ニ酸素容量ニパーセント以上、酸素瓦斯中ニ可燃性瓦
斯容量ニパーセント以上ヲ含有スルモノハ壓縮セサルコト

二 水ノ電氣分解ニ依リ酸素又ハ水素ヲ製造スルトキハ電槽ヨリ出ル瓦斯又ハ精製裝置通過直
後ノ瓦斯ニ就キ一時間毎ニ貯槽ノ瓦斯ハ貯槽ノ頂部及底部ニ近キモノニ就キ一日二回以上
分析ヲ行ヒ其ノ成績ハ分析者名ト共ニ記録スルコト

三 酸化性ヲ有スル瓦斯類ノ壓縮機ノ内部減摩劑ニハ油、脂肪又ハ濃厚ナルグリセリンヲ使用
セサルコト

四 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ノ導管又ハ之ヲ充填セル容器ノ瓦斯開閉裝置ノ凍塞ヲ融解スルニハ
壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令抜萃

熱濕布又ハ攝氏四十度以下ノ温湯ヲ以テスルコト

第十四條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ハ第十二條第一項第二號及第三號中ノ置場ニ關スル規定ニ適合スル貯藏所ニ之ヲ貯藏スヘシ但シ百立方メートル未滿ノ壓縮瓦斯又ハ千キログラム未滿ノ液化瓦斯ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ貯藏所ニハ見易キ場所ニ貯藏所ノ標示ヲ爲スヘシ

第十五條 一日ニ付十立方メートル以上ノ瓦斯ヲ壓縮又ハ液化スル瓦斯ノ作業室、可燃性、支燃性又ハ毒瓦斯發散ノ虞アル五立方メートル以上ノ瓦斯貯槽及前條ノ貯藏所ニ付テハ其ノ外側ヨリ左ノ距離ヲ保有スヘシ

一 宮城、離宮、御用邸又ハ神宮へ四百メートル以上

二 皇陵、社寺、公園、學校、寄宿舎、病院、劇場其ノ他多衆ヲ收容スヘキ建造物へ百メートル以上

三 人家へ二十メートル以上

第二十四條 壓縮瓦斯又ハ液化瓦斯ヲ充填セル容器ノ貯藏運搬及取扱ニ付テハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一 危害ノ生スル虞アル場所又ハ物件ト隔離スルコト

二 日光ノ直射其ノ他熱源ノ直接影響ヲ避クルコト

三 攝氏三十五度以上ノ場所ニ貯藏セサルコト

四 液化瓦斯ヲ充填シタル容器ハ其ノ温度ヲ攝氏四十度以下ニ保ツヘキ適當ノ措置ヲ爲シテ之ヲ運搬スルコト

五 突出セル瓦斯閉閉裝置ニ付テハ常ニ帽蓋ヲ螺著セシメ置クコト但シ内容積五リットル未滿ノモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

六 二箇以上積ミ置ク場合ニ在リテハ動搖又ハ轉落等ノ虞ナカラシムルコト

七 牛馬車ニテ運搬スル場合ニ在リテハ牛馬取付ノ儘積卸ヲ爲ササルコト

八 投下其ノ他粗暴ノ取扱ヲ爲ササルコト

工場關係法規集 終

大正十五年七月十五日印刷
大正十五年七月二十日發行

〔非賣品〕

編輯兼發行所

京都市新町下立賣角京都府廳監督課內

京都府工業聯合會

印刷者

京都市北小路通新町西入

須磨勘兵衛

印刷所

京都市西洞院通七條南入

内外出版株式會社印刷部

中華民國二十五年

五月十五日

五月十五日

五月十五日

五月十五日

五月十五日

五月十五日

五月十五日

五月十五日

五月十五日

終

